



16 ジャボンの製蒔絵菓子器

二点

ジャボン果実皮、蒔絵

大・一・七×一・二・三×七・五

小・九・七×一・〇・一×六・六

明治後期(二十世紀)

柑橘類のなかでもひときわ大きい、ジャボン(ザボン、朱欒とも)の果の内側を剥り貫いて乾燥させた外皮を素地として、蒔絵を施した菓子器。二点のうち、やや大きい方には朝顔の垣と鶏が、小さい方には桜花が蒔絵で表される。内側には黒漆を塗り、木製漆塗りの蓋がともなう。

ジャボンの果実皮で漆器を造ることを発案されたのは明治天皇であるという。宮内大臣を務めた田中光顕は、自身が明治天皇から拝領された「御製ジャボン貰入」の製作方法について次のように述べている。「陛下御手製の貰入れである此品は数年前に佐佐木侯爵〔註…もとは高知藩士、侯爵佐佐木高行〕が大きな朱欒を献上すると陛下はその内の実をくり抜かせ給ひ中に薬灰を入れ絹糸にて五箇所を縛り二三年久しき丹精を以て之をお干しになつてカチカチになつた時これに蒔絵を施させられた物である」(『日本漆工会雑誌』一三八号、一四〇号、大正元年)

改めて本作を見ると、紐で縛った跡が何カ所かに見受けられ、結果として器の形も瓜形になっている。先の記事によれば、ジャボンの後は台湾産の巨大な柑橘類で乾燥を試みられて成功、南瓜も試されたが、これは腐つて実現されなかったという。また、展覧会では瓢に蒔絵をした器をお買い上げになっており、これは「聖上陛下は平素手工の御嗜み深くましますれば此品御参考として極めて然るべき物ならんとて特に御用品」に加えられたという。様々な自然素材を用いた工芸品に、明治天皇が深い御興味をお持ちであったことを示す品である。明治天皇に御縁のジャボン製の類品が各所に存在しており、本品もまた、大正元年に昭憲皇太后より雍仁親王(秩父宮)へ、明治天皇の御遺品として引き継がれたものである。

- ・各展覧会図録中，作品名や作者，制作年などの表記は，図録発行当時のものです。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録の著作権はすべて宮内庁に属し，本ファイルを改変，再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録（PDF ファイル）に掲載された文章や図版を利用する場合は，書籍と同様に出版を明記してください。また，図版を出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は，宮内庁ホームページに記載している「三の丸尚蔵館収蔵作品等の写真使用について」のとおり手続きを行ってください。なお，図版を営利目的の販売品や広告，また個人的な目的等で使用することはできません。

珍品ものがたり

三の丸尚蔵館展覧会図録 No. 58

編集 宮内庁三の丸尚蔵館
制作 株式会社 東京美術
翻訳 横溝廣子
発行 宮内庁
平成二十四年七月二十一日発行
© 2012, The Museum of the Imperial Collections